



目次	ページ
規則	
◎高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則	1
◎高知県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県学校教育法施行細則の一部を改正する規則	1
◎社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立高等学校学則の一部を改正する規則	3
◎高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	3
◎高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	5
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	5
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	8
高知県教育長訓令	
◎高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令	8

規 則	

高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

令和5年7月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第97号

高知県聴聞手続規則の一部を改正する規則

高知県聴聞手続規則（平成6年高知県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改め、同項第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第3項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第98号

高知県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県化製場等に関する法律施行細則（昭和59年高知県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条の見出し中「化製場又は死亡獣畜取扱場」を「化製場等」に改め、同条中「死亡獣畜取扱場の設置の許可を」を「死亡獣畜取扱場（以下「化製場等」という。）の設置の許可を」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「化製場又は死亡獣畜取扱場」を「化製場等」に改める。

第5条を次のように改める。

（化製場等の経営の廃止等の届出）

第5条 化製場等の設置者は、化製場等の設置の許可申請書に記載した事項を変更した場合（法第3条第2項の規定に該当する場合を除く。）は別記第3号様式による届出書を、化製場等の経営を停止し、又は廃止した場合は別記第4号様式による届出書を10日以内に知事に提出しなければならない。

第6条中「第3条から前条まで」を「前3条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第3条中「法第3条第1項の規定により化製場又は死亡獣畜取扱場（以下「化製場等」という。）とあるのは「法第8条において準用する法第3条第1項の規定により施設（法第8条に規定する施設をいう。以下同じ。）」

と、「別記第1号様式」とあるのは「別記第5号様式」と、第4条中「法第3条第2項の規定により化製場等」とあるのは「法第8条において準用する法第3条第2項の規定により施設」と、「別記第2号様式」とあるのは「別記第6号様式」と、前条中「化製場等」とあるのは「施設」と、「法第3条第2項」とあるのは「法第8条において準用する法第3条第2項」と読み替えるものとする。

第10条中「別記第10号様式により、」を「別記第10号様式による届出書を」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改める。

本則に次の1条を加える。

（書類の経由）

第11条 第3条（第6条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第7条の規定による申請書又は第4条（第6条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第5条（第6条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出書を知事に提出しようとする者は化製場等の所在地を管轄する保健所長を、第8条の規定による申請書又は前2条の規定による届出書を知事に提出しようとする者は化製場等の所在地を管轄する福祉保健所長を経由して提出しなければならない。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削り、「準用する」を「読み替えて準用する」に改める。

別記第5号様式から別記第10号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県化製場等に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県化製場等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

教育委員会規則

高知県学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第10号

高知県学校教育法施行細則の一部を改正する規則

高知県学校教育法施行細則（昭和29年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「（昭和22年法律第26号。）」を「（昭和22年法律第26号）」に改める。

別記第7号様式中「**回**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第11号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県社会教育主事の資格認定に関する規則

第2条中「申請書」を「社会教育主事資格認定申請書」に、「次の各号に」を「次に」に、「以下」を「次条において」に改め、同条第5号を次のように改める。

（5）写真（出願前3月以内に無帽で正面向きの上半身を撮影した名刺型のもの）2枚

第3条第2項中「前項」を「、前項」に、「社会教育主事認定者名簿」を「、社会教育主事認定者名簿」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

社会教育主事資格認定申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

住所

ふりがな
氏名

高知県社会教育主事の資格認定に関する規則第2条の規定により社会教育主事となるために必要な資格の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第12号

高知県立高等学校学則の一部を改正する規則

高知県立高等学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「@」を削り、「及び上記」を「並びに上記」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第13号

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第15条関係）

誓約書

年 月 日

高知県立 学校長 様

貴校に入学した上は、高知県教育委員会及び貴校の定める規則、規程等に従い、高等部の生徒としての本分を守ることを誓約します。

生徒 住所

ふりがな
氏名

生年月日

年 月 日

上記生徒が貴校に入学した上は、高知県教育委員会及び貴校の定める規則、規程等上記生徒を従わせること並びに上記生徒の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓約します。

保護者 住所

ふりがな
氏名

生徒との続柄（又は関係）

上記生徒が貴校に入学した上は、上記生徒が高等部の生徒としての本分を守ることを保証します。

保証人 住所

ふりがな
氏名

生徒との続柄（又は関係）

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。  
令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第14号**

**高知県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会聴聞手続規則（平成6年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改め、同項第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「適当と」を「適当であると」に改め、同条第3項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第15号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第6号様式中「㊦」を削る。
別記第7号様式中「㊦」を削る。
別記第8号様式中「㊦」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第16号**

**県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師**

**の公務災害補償の実施に関する規則の一部を改正する規則**

県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則（平成8年高知県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊦」を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第17号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。
別記第2号様式中「㊦」を削る。
別記第3号様式中「㊦」を削る。
別記第4号様式中「㊦」を削る。
別記第5号様式中「㊦」を削る。
別記第6号様式中「㊦」を削る。
別記第7号様式中「㊦」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第18号**

**高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、「以下のもの」を「以下の者」に改め、同様式注3中「転貸してはいけません」を「転貸してはなりません」に改める。

別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第19号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊦」を削り、同様式注1中「、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則」を「高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則」に改め、同様式注3中「転貸してはいけません」を「転貸してはなりません」に改める。

別記第4号様式中「㊦」を削る。
別記第6号様式中「㊦」を削り、「第9条」を「第9条ただし書」に改める。

別記第7号様式中「㊦」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第20号**

**高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊦」を削り、「転貸してはいけません」を「転貸してはなりません」に改める。  
別記第5号様式及び別記第7号様式中「㊦」を削る。  
別記第8号様式中「㊦」を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。







第4号様式（第12条関係）

休 暇 承 許 届 認 可 願

|                   |                   |            |           |                   |
|-------------------|-------------------|------------|-----------|-------------------|
| 採用年月日             | 所 属               |            | 職 名       | 氏 名               |
|                   | ・ ・ ・             | ・ ・ ・      |           |                   |
| 前年に請求できた年次有給休暇の日数 | 前年に与えられた年次有給休暇の日数 | 年次有給休暇の残日数 | 繰越してできる日数 | 本年に請求できる年次有給休暇の日数 |
| 日                 | 日                 | 日          | 日         | 日                 |

| 処理・承認・許可欄        |  |  |  | 期 間                                         | 種 類 及 び 日 数 |     |       | 理 由 | 年 次 有 給 休 暇 日 数 | 出 勤 整 理 |
|------------------|--|--|--|---------------------------------------------|-------------|-----|-------|-----|-----------------|---------|
|                  |  |  |  |                                             | 年 次         | 病 気 | 特 別 他 |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
|                  |  |  |  | 月 日 時 分                                     | 日           | 日   | 日     |     |                 |         |
| 注 年次有給休暇の取扱いについて |  |  |  | 1 届で処理されるものであること。<br>2 理由欄は、必ずしも記入の必要はないこと。 |             |     |       |     |                 |         |

別記第5号様式から別記第10号様式までの規定中「@」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年7月28日から施行する。

高知県教育委員会訓令第6号

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「押印しなければ」を「署名し、又は押印しなければ」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年7月28日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則（昭和32年7月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「教材」を「規則第4条の規定による教材」に、「によって」を「により」に改める。

別記様式を次のように改める。



## 別記様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

高知県立 学校長

## 教材使用届

年度に使用する教材について、高知県立学校の管理運営に関する規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

| 書名 | 使用目的 | 編著者名 | 発行所 | 単価 | 学年 | 生徒数 | 使用理由 |
|----|------|------|-----|----|----|-----|------|
|    |      |      |     |    |    |     |      |

- 注 1 「使用目的」欄は、準教科書、副読本及び学習帳の別を記入すること。  
2 「使用理由」欄は、選択した主な理由を簡潔に記載すること。  
3 現物を添付する必要はないこと。

## 附 則

この訓令は、令和5年7月28日から施行する。